

第20回建築俱楽部ワイン会上映作品

安藤忠雄 Tadao Ando



日本で最も著名な建築家の一人。1941年大阪生まれ。独学で建築を学び、1969年安藤忠雄建築研究所設立。代表作に「光の教会」「ピューリツァー美術館」「地中美術館」など。1979年「住吉の長屋」で日本建築学会賞、1993年日本芸術院賞、1995年プリツカー賞、2003年文化功労者、2005年国際建築家連合(UIA)ゴールドメダル、2010年ジョン・F・ケネディーセンター芸術金賞、後藤新平賞、文化勲章、2013年フランス芸術文化勲章(コマンドゥール)、2015年イタリア共和国功労勲章グランデ・ウフィチャーレ章、2016年イサム・ノグチ賞など受賞多数。1991年ニューヨーク近代美術館、1993年パリのポンピドー・センターにて個展開催。イエール、コロンビア、ハーバード大学の客員教授歴任。1997年から東京大学教授、現在、名誉教授。



建築俱楽部では、建築作品の映像をワインを飲みながら見て、建築について語り合い頂く機会を設けております。ワイン会へのご参加は、建築俱楽部会員様限定となりますので、参加ご希望の方には建築俱楽部への入会をご案内しております。
入会費は1000円です。入会ご希望の方は下記連絡先へお気軽にお問い合わせください。

今回は前回に引き続き「安藤忠雄」を上映します。

2023.10.20 (金) 19:00~

会場 未来会議室下通店 (EVENT BOX)
熊本県熊本市下通1丁目12番27号 CORE21 5F
TEL 096-356-0120 <http://mirai-k.or.jp>

会員募集中
会費 ¥1,000

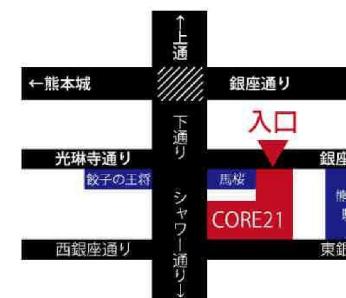
入会ご希望の方は、下記までお名前・電話番号を
ご記入の上、メールにてお申込み下さい。

入会のお申込みは会場受付でも承っております。

club.architecture@gmail.com



メールアドレス
QRコード



お問い合わせ先

建築俱楽部実行委員会

熊本市中央区九品寺2丁目8-19 ルミナス九品寺1F 080-7746-0887

建築俱楽部実行委員会規約

【名称】

第1条 本会は、建築俱楽部実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

【目的】

第2条 実行委員会は、建築俱楽部（地域で建築に関わる会員の組織）の普及・推進を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

【事業】

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 建築俱楽部の普及・推進の計画に関すること。
- (2) 建築俱楽部の事業実施に係る調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

【役員】

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- 1 会長 1人
- 2 副会長 1人
- 3 会計監査 2人
- 4 会計 1人

2 実行委員会の会長は、会員の互選により定める。

3 実行委員会の副会長、会計監査、会計は、会員のうちから会長が指名する。

【役員の職務】

第5条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する順位により、その職務を代理する。

【任期】

第6条 役員の任期は1年とし、異議がない限り自動的に更新するものとする。ただし、会長が個人的事情により会長の職務を遂行することができなくなった場合は、副会長が前任者の残任期間を務めるものとする。

【特別顧問】

第7条 実行委員会に特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、学識経験がある者のうちから会長が委嘱する。
- 3 特別顧問は、実行委員会の事業の実施に關し指導助言する。

【会議】

第8条 実行委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 建築俱楽部に関する開催計画及び実施報告
- (2) 建築俱楽部に関する予算及び決算
- (3) 実行委員会規約の制定及び改正
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築俱楽部に関する重要な事項

3 実行委員会の会議は、会員の1/4の出席がなければ開会し、議決することができない。

4 実行委員会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

【事務局】

第9条 実行委員会の事務を処理するため、ルミナス九品寺内（熊本市中央区九品寺2丁目8-19 ルミナス九品寺ビル1F）に事務局を置く。

【経費】

第10条 実行委員会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

【会費】

第10条 年会費は1000円とし、年度最初の行事参加時に納付する。行事開催時は会場使用料として参加費1000円を別に納付する。一年間の行事予定階数は4回とする。

【会計年度】

第12条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日の属する年度にあっては、当該施行の日）に始まり、翌年3月31日に終わる。

【文書、会計及びその他の処務】

第13条 文書、会計及びその他の処務に關し必要な事項は、会長が別に定める。

【解散】

第14条 実行委員会は、その目的が達成されたとき解散する。

【雑則】

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に關し必要な事項は、会長が実行委員会の会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。
令和5年4月1日 第10条 経費規則改定。